

第3回定例会 議案と結果

○：賛成 ×：反対 △：退席 -：除斥

議案番号・議案		議員氏名																結果							
		北川久人	人見武男	井田泰彦	飯島英規	渡辺雅修	周藤享大	森山崇文	相沢崇文	荒木恵司	西牧秀乘	伏木康雄	山之内肇	周東照二	小滝芳江	岡部純朗	幾井俊雄		佐藤光好	新井達夫	福島賢一	佐藤幸雄	園田恵三		
市 長 提 出	議案第54号	平成24年度桐生市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第55号	平成24年度桐生市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第56号	平成23年度桐生市歳入歳出決算の認定について	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	議案第57号	平成23年度桐生市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第58号	平成23年度桐生市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	議案第59号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異議ない旨回答することに決定
	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異議ない旨回答することに決定
議 員 提 出	議案第6号議案	地方整備局の事業所・出張所の存続を求める意見書案	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
	議案第7号議案	再生可能エネルギーの普及促進に向けた規制緩和と支援を強く求める意見書案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第8号議案	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議員による寄附や年賀状などは法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことを禁止されています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

- ◎年賀状などのあいさつ状を出すこと。
(答礼のための自筆によるものは除きます)
- ◎寄附をすること。
- ◎本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

お知らせ

◆次回定例会の開催予定は…

12月4日(火)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。

平成24年第3回定例会の会議録は、11月下旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページからでもご覧いただけます。

請願・陳情の審査結果

この定例会では、請願6件の審査を行い、その結果、いずれも閉会中の継続審査となりました。

また、陳情1件の審査も行い、採択となりました。

◎閉会中の継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件名
総務委員会	第1号	公契約で働く人の「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書採択についての請願
	第11号	消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願
教育民生委員会	第5号	全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める請願
	第6号	0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願
	第7号	年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願
	第16号	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願

◎採択となった陳情 受理番号第2号……地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書

近年、日本列島では阪神大震災や東日本大震災、内陸の活断層での地震が相次ぎ、かけがえのない国民の生命と財産が奪われ、道路をはじめとする各種ライフラインも甚大な被害を受け、被災地の復興に大きな障害となっている。さらに災害は地震だけでなくとどまらず、頻繁に発生する大型台風をはじめ、局地的集中豪雨の多発などにより河川や内水の氾濫、土砂災害が発生し、国民の安全・安心が大きな脅威にさらされている。またインフラ施設の老朽化の問題では、橋梁など高度成長期に造られた多くの構造物が更新期を迎えているが、その対応の遅れから橋梁の崩落など大事故につながる危険もあり、施設の更新や補修などの緊急対策を講じることが求められる。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであり、憲法にうたわれる法の下の平等、住居・移転の自由、生存権と国の社会的使命を果たすため、国に課せられた責務である。さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことでより迅速に対応することが可能となり、これらの活動の前面に立つのが防災官庁である国土交通省の地方整備局である。

地方整備局は、東日本大震災や全国各地を襲った風水害など、災害の発災直後から市町村と一体となって迅速かつ懸命に復旧活動を行い、防災・減災に対する「国の責任」を果たしてきた。しかし政府は、「地域主権戦略会議」において「関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする」などを骨子とした特例法の法案化作業を進めている。

基礎自治体の意見を十分踏まえることなく、「地方整備局」の事務・権限を地方に移譲することは、国が自ら責任を放棄し、地方自治体へ押し付けることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、国民の「安全・安心」と公平で公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して有益とはならない。こうしたことから、国土交通省地方整備局と事務所・出張所で実施してきた事業や役割を引き続き継続して実施し、国民の安全で安心な生活を確保するためには、国の出先機関として存続することが不可欠である。

よって、下記事項について強く要望する。

記

- 1 住民の生命と財産を守るために、必要な公共事業については引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省地方整備局の事務所・出張所を存続させること
- 2 国の出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応をおこなうこと
- 3 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理や防災関連予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な管理をおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
国土交通大臣 地域主権推進担当大臣 国家戦略担当大臣